

第 4 部 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、市民誰もが社会的な役割と生きがいを持って、お互いに支えあい充実した暮らしを実現していくため、“地域力を生かし、生きがいを持って支えあう健康都市”をめざしてきました。

団塊の世代が高齢期を迎え、人口に占める高齢者の割合が急増する中、いかに高齢者が暮らしやすい地域づくり・まちづくりを行うかが大きなテーマとなっています。そのためにも、平成 37 年（2025 年）までに全ての日常生活圏域において、高齢者の社会との積極的な関わりを支援していくとともに、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムが安定的且つ継続的に運用できている環境の構築に取り組みます。地域包括ケアシステムは、高齢者本人や親族で取り組む「自助」・「互助」をはじめ、地域住民が主体となって取り組む「共助」や、行政が主体となって取り組む「公助」で構成されているため、構築に際しては高齢者本人や地域住民等の理解と協力を得ながら推進していきます。

また、高齢者自身も支援を必要とする人を支える側に立ち、積極的に社会に関わっていくことが重要です。加えて、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年（2025 年）を見据え、今後とも高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を行う中で、生きがいと活力に満ちた日々を過ごしていける社会の構築をめざしていきます。

こうした考え方を踏まえ、本計画の理念を以下の様に掲げます。

＜基本理念＞

地域の中で支えあい、高齢者がいきいきと、安心して暮らせるまち

2. 那覇市における地域包括ケアシステムの目指すべき姿と取り組みの方向性

(1) 那覇市の地域包括ケアシステムの目指す姿

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）までに那覇市が目指す地域包括ケアシステムの姿を以下に示します。

1) 支えあい・助け合いのまちの実現

高齢者が地域と関わりを持ち、地域で支えあいながら自立した生活を送っています。また、高齢者に限らず、障がいのある方や子どもを含む地域の多様な住民や団体、企業等が、お互いに関わり、つながりやふれあいの中で持てる力を分かち合い、自然な支えあい・助け合いが行われています。生活困難な人の問題を他人事とせず、「我が事※」として皆で「丸ごと※」受け止める地域共生社会が構築されています。

2) 主体的な行動による自立生活の実現

高齢者をはじめ、家族介護者や全ての市民が介護予防や健康づくりの必要性を理解し、積極的に取り組んでいます。また、疾病や加齢により心身の機能が低下しても、自らの意思で自身の生き方を選択し、その有する能力に応じた自立生活を送っています。

3) 一体的な支援による住み慣れた地域での暮らしの実現

地域包括ケアシステムを構成する各要素（医療・介護・介護予防・住まい・生活支援）が一体的に切れ目なく提供される体制が整っており、必要なケアだけでなく、希望するケアを受けることができるとともに、自宅での看取りを行える体制が充実するなど、誰もが個人として尊重され、高齢者が人生の最後まで住み慣れた地域で自分らしく生きることができています。

「我が事」「丸ごと」について：

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があることから、地域共生社会の方向性として国がめざしている考え方です。

（２）地域包括ケアシステム実現に向けた取り組みの方向性

本市の特性や課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの構成要素である「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」について、取り組みの方向性を定めます。

１）医療

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、自宅で終末期を過ごしたいと考えている高齢者が多いことがわかりました。在宅で最期を過ごしたいという高齢者の希望を実現していくためには、家族や高齢者本人に対し、在宅医療に対する理解を深めていくことが必要なことから、看取りや在宅医療について市民や関係機関への周知を図ります。

また、那覇市と那覇市医師会等は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が在宅で過ごすことができるよう、入退院時に備えた切れ目のない医療・介護の提供体制や在宅看護の充実に向けて、医療職及び介護職に対して研修や、在宅医療と介護の連携を推進するために必要な体制の構築に努めます。

【それぞれの役割・できることの例】

自助

- ・病院への長期入院・長期療養を安易に選択するのではなく、在宅医療を選択肢に加えていくように心がけ、医療系のサービスや自宅での看取りに関する情報を積極的に得るよう心がけましょう。
- ・自宅で終末期を過ごしたいという高齢者本人の思いを家族に伝え、共有するとともに、どこまでの延命治療を希望するかを話し合っておきましょう。（エンディングノートの作成等）

互助

- ・親族や近隣住民、知人などは、高齢者やその家族が健康に過ごすことができているかを気かけ、身近な相談相手になるとともに、高齢者が病院受診を拒んでいる場合には病院受診を促しましょう。

共助

- ・在宅医療の必要性について学べる機会を創出するため、地域の中で学習会などを企画しましょう。

公助

- ・在宅に関わる医療機関や介護サービス事業者は、在宅医療に関する研修等に積極的に参加し、お互いの仕事の内容に対する理解を深めましょう。
- ・市は、在宅医療に関する不安や困りごと相談に対応する那覇市在宅医療・介護連携支援センターの周知を図るとともに、同センターを核として在宅に関わる医療機関と介護サービス事業者など、関係者間の連携推進を図ります。

２）介護

在宅生活の希望者が増えることにより、認知症高齢者の在宅生活支援のための地域密着型サービスの充実をはじめ、24 時間対応や医療ニーズへの対応も可能な介護サービスの提供が不可欠となることから、サービス供給量の拡大と看護小規模多機能型居宅介護等の確保、サービスの普及促進に取り組んでいくものとします。加えて、高齢者が他者との関わり・ふれあいの中で生きがいを持つことができるよう、共生型サービスの普及・確保を促進し、地域共生社会の実現に取り組みます。

また、介護サービスを持続可能なものにするために、介護で疲弊する家族の負担の軽減にも効果的なサービス利用に加え、サービス利用者とその家族に対し、「自助」と適切なサービス利用の両立について理解を促していくものとします。

なお、本市には、介護を必要とする多くの高齢者が居住しており、将来にわたり介護サービスの質・量を担保し、介護保険サービスを持続可能なものとしていく必要がありますが、今後、本市においても、介護人材の不足が深刻化していくことが予測されることから、沖縄県とも連携を図る中で、介護従事者の育成を支援していくものとします。

【それぞれの役割・できることの例】

自助

- ・介護サービスが必要な場合は、適切な介護サービスの内容と量を選択し、サービスを利用しながら自分らしく生活していくことを心がけましょう。
- ・在宅による介護を継続できるよう、24 時間対応や医療ニーズにも対応可能な介護サービスについて理解を深め、必要に応じて活用を図りましょう。

互助

- ・親族や近隣住民、知人などは、高齢者やその家族が介護保険サービスなどを利用しながら安心して過ごすことができているかを気かけるとともに、介護に関しての身近な相談相手になってあげましょう。また、介護保険サービスを必要とする状況にあるにも関わらず、サービス利用を拒んでいる場合には、サービス利用を促しましょう。

共助

- ・地域で介護保険に関する学習会を開催するなど、介護保険サービスについて学びましょう。
- ・介護を必要とする高齢者やその家族を発見した場合には、相談相手となったり、地域包括支援センターにつないだりするなど、適切な支援を行いましょう。

公助

- ・在宅生活を支援していくことができるよう、サービス事業所は 24 時間対応や医療ニーズにも対応可能な介護サービスの提供に努めましょう。
- ・サービスの質の向上を図るとともに、職員のスキルアップが負担軽減につながるよう、サービス事業所は、事業所連絡会などへの参加を行うとともに、職員研修への参加促進を図りましょう。
- ・通所介護などのサービス事業所は、高齢者だけでなく、障がいのある方や子どもと触れ合う中でお互いに関わり合うことができるよう、共生型サービスの実施について検討し、実施に努めましょう。
- ・市は、沖縄県に対し、介護従事者育成に向けた取り組みの実施を働きかけます。
- ・市は、介護保険サービスを持続可能なものとしていくため、適正な運用を図ります。
- ・市は、共生型サービスの実施に向けた支援を行います。

3) 介護予防

高齢者本人や家族が介護予防の大切さを認識し、主体的・継続的に健康づくりに関する各種教室等に参加していくことができるよう、専門職や行政による働きかけを強化していきます。また、行政による介護予防の取り組みだけでなく、地域・社会・住民同士のネットワークをさらに強めていく中で、多様な主体の参画のもと、個人や地域において自発的に介護予防や認知症予防の普及・啓発が図られるよう、支援を行います。

【それぞれの役割・できることの例】

自助

- ・週1回は外出し、他者との交流を行いましょう。
- ・日頃から、バランスの良い食事や適度な運動、健診を受けるなど、健康管理に取り組みましょう。
- ・積極的に介護予防教室へ参加しましょう。

互助

- ・親族や近隣住民、知人などは、高齢者の介護予防に資するよう、外出に誘ったり、健診受診を勧めましょう。

共助

- ・地域で介護予防に関する学習会を開催するなど、介護予防の重要性について学ぶ機会を設けましょう。
- ・地域の様々な場で介護予防の取り組みを実施していくとともに、閉じこもりがちな高齢者を介護予防に誘うなど、地域ぐるみで介護予防に取り組みましょう。

公助

- ・介護予防の重要性について積極的に周知を図るため、地域包括支援センターと地域等が連携し、介護予防教室等の実施を図りましょう。
- ・閉じこもりがち等、何らかの支援を必要とする高齢者について、地域や企業、地域包括支援センターとの連携等により把握し、介護予防の取り組みにつなげていきましょう。
- ・市は、総合支援事業における介護予防の取り組みについて、地域の実情に応じた方法・内容について検討を重ね、充実を図ります。

4) 住まい

本市の特徴として、高齢者単身世帯の割合が高い状況があります。今後においても、独居高齢者や高齢夫婦世帯の増加が予測される中、そうした世帯における要介護高齢者や認知症高齢者の増加も見込まれます。様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のため、高齢者施設等を引き続き整備するとともに、賃貸住宅への入居支援や、沖縄県居住支援協議会等との連携により高齢者向けの住まいの供給支援に取り組むなど、安定した生活の場を確保していくものとします。

【それぞれの役割・できることの例】

自助

- ・高齢になっても在宅で生活できるよう、住宅の建築・リフォームにあたっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮していくとともに、高齢者のいる家庭については自宅のバリアフリー化に努めましょう。

互助

- ・親族や近隣住民、知人などは、身体機能が低下した状態でも暮らしていけるか気かけるとともに、住宅改修や住み替えの身近な相談相手になってあげましょう。

共助

- ・賃貸住宅事業者は、高齢者の入居を拒まないようにしましょう。
- ・住宅関連事業者等は、サービス付き高齢者住宅の整備を行うなど、高齢者が安心して暮らしていくことのできる住宅の確保に努めましょう。

公助

- ・市は、沖縄県居住支援協議会等との連携を図ります。
- ・市は、高齢者の尊厳が守られるよう、入所施設に対し、サービスの質の向上に向けた適切な対応を促します。
- ・市は、老人福祉施設等への措置入所が必要な高齢者に対し、措置による入所を行います。
- ・市は、住宅確保要配慮者への支援を行うため、引き続き市営住宅の維持・管理等を図ります。
- ・市は、在宅生活が困難な高齢者のため、高齢者施設等を整備します。

5) 生活支援

高齢者になっても住み慣れた地域の中で生活を維持していくためには、高齢者の心身の状態に応じて、様々な生活支援ニーズに対応していく必要があります。きめ細かな生活支援ニーズに対応していくため、在宅サービスの継続実施を図ります。

また、ボランティア主体による訪問型サービスの充実、「地域見守り隊」や「見守りチャーびら隊」など、地域住民や企業等による「互助」や「共助」の生活支援体制の充実を図ります。

加えて、認知症高齢者に対する生活支援を充実していくため、成年後見制度の利用支援や財産管理などの支援について周知・利用促進を図ります。

【それぞれの役割・できることの例】

自助

- ・自分でやれることはできるだけ自分で行うようにし、家族でできる生活支援はできるだけ家族で行うように心がけましょう。
- ・自分や家族でできない場合、必要な生活支援サービスをうまく活用しながら在宅生活を送りましょう。

互助

- ・親族や近隣住民、知人などは、高齢者の生活を気にかけて、身近な相談相手となるとともに、できるサポートがあれば、積極的に高齢者の生活を支援しましょう。

共助

- ・小学校区単位での支えあいのしくみづくりに積極的に関わっていきましょう。
- ・見守りやちょっとした生活支援を行うなど、地域住民ができる範囲で高齢者の在宅生活を支えましょう。

公助

- ・支援を必要とする高齢者を支えるため、地域包括支援センターと地域、企業等が連携し、地域の社会資源の把握を図りましょう。
- ・市は、第1層・第2層協議体^{1※}の開催を継続し、必要なサービスの創設検討を図ります。
- ・市は、成年後見制度等、高齢者の権利擁護の普及・利用促進を図ります。
- ・市は、各種在宅福祉サービスの継続実施を図ります。
- ・市は、公共交通機関等の利便性向上や多様な移動手段の検討を行います。

※市全体または地域包括支援センター圏域の介護予防・生活支援サービスを創設するために設置された話し合いの場

3. 基本目標

基本理念の実現をめざし、計画推進の骨格となる基本目標を以下のとおり定めます。

(1) 支えあう地域づくりのために

高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅でその人らしい生活を送ることができるよう、地域における様々な社会資源の活用・連携により、介護保険サービスや福祉サービス、生活支援サービス等を適正且つ効果的に提供するための包括的な支援を図ります。

また、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で療養することができるよう、在宅での医療と介護の連携を強化していくとともに、認知症に対する取り組みの強化や権利擁護の充実を図り、高齢者が安心して暮らすことのできる支えあう地域づくりを進めます。

(2) いきいきと自立した生活のために

生きがいを持ち、健やかに暮らすことは全ての人の願いです。高齢者が積極的に社会参加し、自分自身にあった生きがいを見つけることができるよう、生きがいづくり活動への支援を行うとともに、全ての市民が健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、健康づくりを強化します。

また、高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。更に、地域でいきいきと自立した生活を送るためにも、在宅福祉サービスや住まい等の身近な生活環境の充実を進めます。

(3) 安心できる介護保険サービスのために

介護保険サービスを利用する方が安心して必要とするサービスを受けることができるよう、介護保険サービスの種類・量の充実及び適正化を図ります。

また、高齢者が要介護状態になっても生活機能をできるだけ維持・向上させ、可能なかぎり重度化しないよう適切な介護給付に向けた点検・指導等を行い、質の向上に取り組めます。

4. 重点施策

市の課題を解決するための様々な取り組みの中で、特に第7期で重点的に取り組む施策を、次のとおりとします。

地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた段階的な取り組みとして、この3年間で集中して行うべき内容について重点的に取り組んでいくものとします。

具体的には、地域包括ケアシステム推進の拠点となる地域包括支援センターについて、18か所への増設を踏まえた組織体制の充実を図るとともに、日常生活圏域地域ケア会議の充実や、関係団体等との連携強化を図ります。また、在宅医療・介護連携の推進に向け、在宅医療の周知啓発や在宅医療の体制づくり等を図ります。

更に、「我が事」として自助や共助への周知啓発や、高齢者を含め1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う地域共生社会に向けた検討等に取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

- ・日常生活圏域の設定 (P. 83)
- ・地域包括支援センターを中心とした小学校区単位の地域課題及び解決策の検討、実施の推進 (P. 86)
- ・地域との連携体制の確立・地域見守りネットワークづくり (P. 88)
- ・地域ケア会議の充実・重層化 (P. 89)
- ・在宅医療、介護・福祉サービスの体制づくり (P. 104)
- ・在宅医療・介護連携に関する相談体制の充実 (P. 106)
- ・地域介護予防活動支援事業の充実 (P. 125)
- ・通所型サービスの充実 (P. 128)
- ・その他の生活支援サービスの充実 (P. 129)
- ・共生型サービスの導入促進 (P. 141)

適正な運営による介護保険事業の推進

介護保険制度の基本理念（「高齢者の尊厳の保持」、「高齢者の自立生活の支援」）や介護保険事業について周知徹底を図るとともに、介護保険制度を持続可能なものとしていくためにも介護保険サービス事業所への指導・監査、レセプト点検の実施等により適正利用の促進を図ります。

また、介護事業所の職員に対し、関係機関等が実施している研修への参加を促し、資質向上を図っていくとともに、介護事業所が行う提供サービスに関する自己評価の実施を働きかけます。

【具体的な取り組み内容】

- ・事業所との連携 (P. 140)
- ・適正な利用の促進 (P. 141)
- ・サービスの質の向上への適切な対応促進 (P. 147)
- ・説明会の開催 (P. 147)
- ・事業所への指導・監査 (P. 148)
- ・適正利用の促進 (P. 149)

介護予防・重度化防止の推進

介護予防・重度化防止の推進を図るため、介護予防リーダーの育成や住民主体による介護予防活動の推進、健康づくり活動の推進を図ります。

また、高齢者に対して介護予防の効果的且つ適切なケアが行われるためにも、高齢者の状態に合った適切な内容や量が示されたケアプランを立てることが重要となることから、ケアプランのチェック体制の強化等に取り組み、適正化に努めます。加えて、個人の目標に沿ったケアを盛り込んでいくことができるよう、ケアプラン作成に関わる職員に対し、関係機関等が実施している研修への参加を促し、資質向上を図ります。

【具体的な取り組み内容】

- ・特定健診・保健指導等の充実強化（P. 120）
- ・介護予防普及啓発事業の充実（P. 125）
- ・地域介護予防活動支援事業の充実（P. 125）
- ・地域リハビリテーション活動支援事業の充実（P. 126）
- ・その他の生活支援サービスの充実（P. 129）
- ・ケースに応じた介護予防ケアマネジメントの実施（P. 130）
- ・事業所との連携（P. 140）
- ・多職種協働によるケアプラン点検の実施（P. 149）
- ・要介護状態の軽減・重度化防止に向けたケアマネジメントの構築（P. 150）

認知症高齢者やその家族を支える取り組みの推進

認知症高齢者やその家族を支援するため、相談等による本人及び家族への支援をはじめ、認知症ケアの充実を図ります。

また、認知症高齢者の権利が守られ、認知症高齢者やその家族が地域で孤立しないよう、市民や事業者に対して認知症に関する正しい知識の普及を図るとともに、権利擁護の推進を図ります。

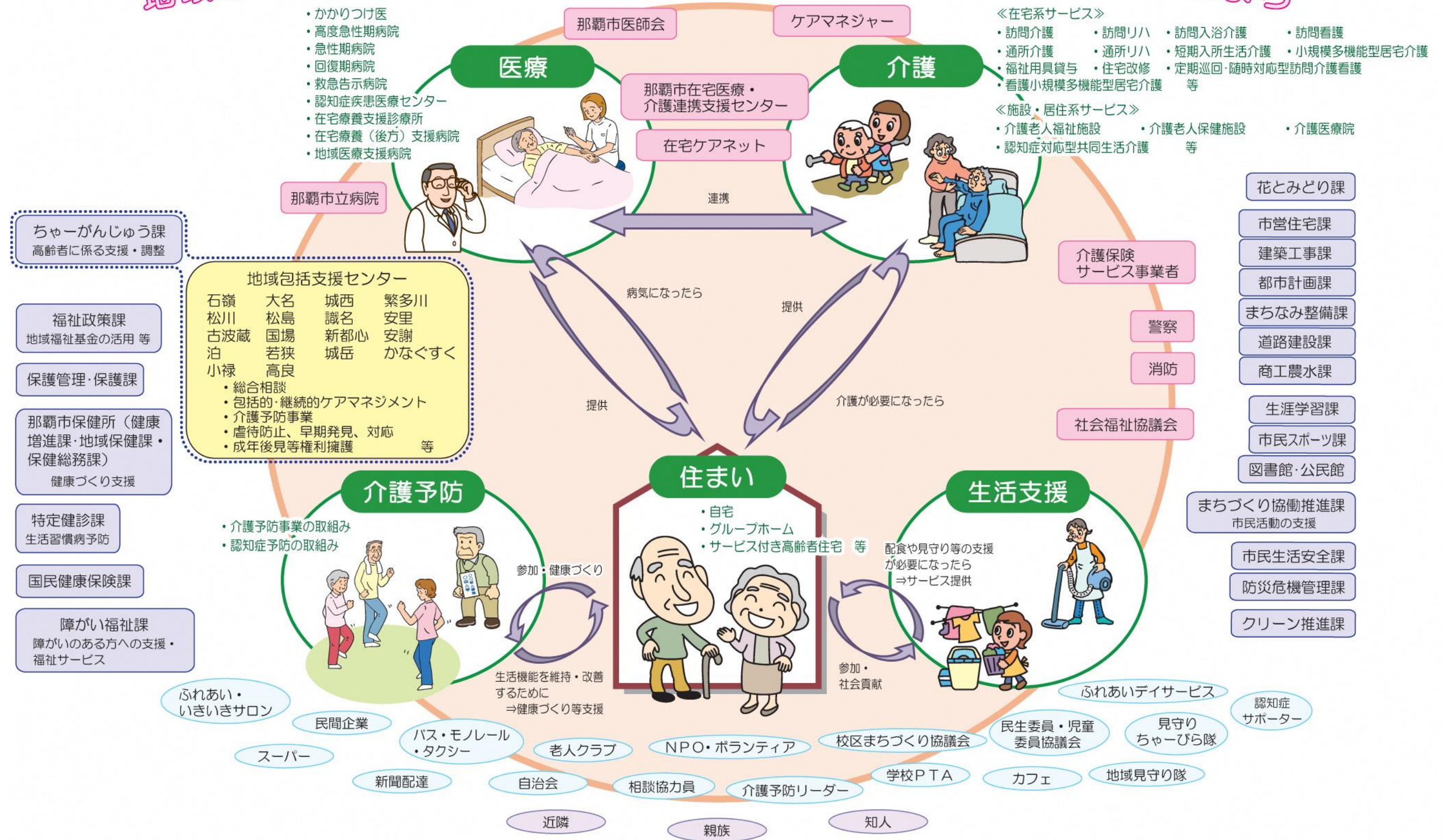
加えて、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や認知症対応型通所介護（認知症デイ）の充実に向けて取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

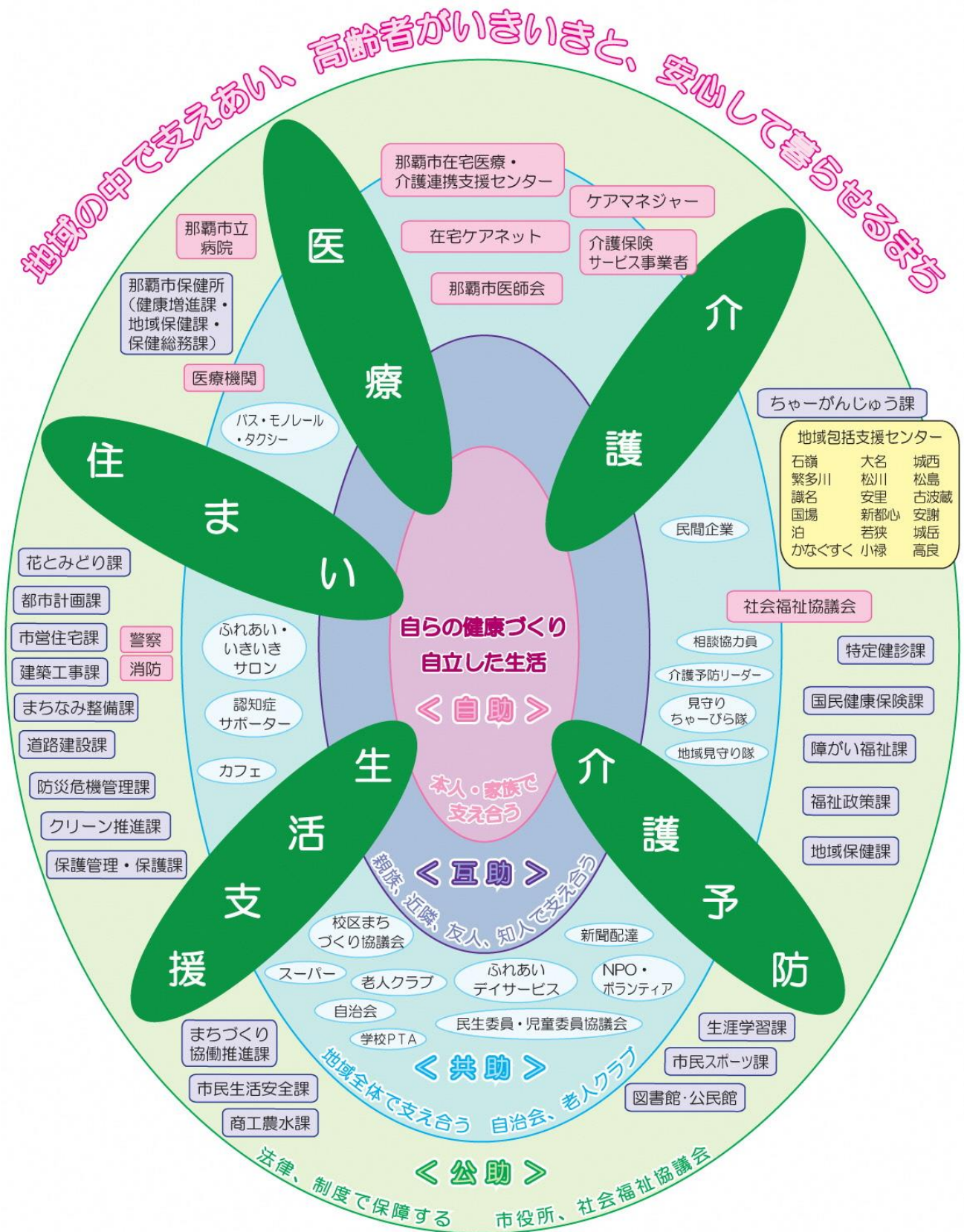
- ・高齢者虐待防止対応ネットワークの強化等、虐待防止対策の充実（P. 91）
- ・虐待や困難事例への適切な対応及び緊急一時保護の実施（P. 91）
- ・認知症地域支援推進員の設置（P. 95）
- ・標準的な認知症ケアパスの周知啓発及び活用（P. 95）
- ・認知症初期集中支援チームによる活動支援の推進（P. 96）
- ・認知症に関係する専門職種との連携強化（P. 96）
- ・認知症による徘徊の早期発見体制整備（P. 96）
- ・認知症サポート医師と専門医師との連携強化（P. 97）
- ・患者・家族会等の連携・支援（P. 97）
- ・認知症の人や家族の居場所づくりの支援（P. 98）
- ・認知症専門相談の実施（P. 98）
- ・認知症の人の介護者への支援（P. 98）
- ・認知症市民講演会の開催（P. 99）
- ・認知症ケア従事者研修会の開催（P. 99）
- ・知症サポーターの養成・育成（P. 99）
- ・認知症対応型通所介護（P. 143）
- ・認知症対応型共同生活介護（P. 144）

□ 那覇市における地域包括ケアシステムのイメージ図

地域の中で支えあい、高齢者がいきいきと、安心して暮らせるまち



□ 那覇市における地域包括ケアシステム構築のための推進体制図



5. 施策体系

<基本理念>

地域の中で支えあい、高齢者がいきいきと、安心して暮らせるまち

基本目標（１） 支え合う地域づくりのために

高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅での人らしい生活を送ることができるよう、地域における様々な社会資源の活用・連携により、介護保険サービスや福祉サービス、生活支援サービス等を適正且つ効果的に提供するための包括的な支援を図ります。

また、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で療養することができるよう、在宅での医療と介護の連携を強化していくとともに、認知症に対する取り組みの強化や権利擁護の充実を図り、高齢者が安心して暮らすことのできる支えあう地域づくりを進めます。

基本目標（２） いきいきと自立した生活のために

生きがいをもち、健やかに暮らすことは全ての人の願いです。高齢者が積極的に社会参加し、自分自身にあった生きがいを見つけることができるよう、生きがいづくり活動への支援を行うとともに、全ての市民が健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、健康づくりを強化します。

また、高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。更に、地域でいきいきと自立した生活を送るためにも、在宅福祉サービスや住まい等の身近な生活環境の充実を進めます。

基本目標（３）

安心できる介護保険サービスのために

介護保険サービスを利用する方が安心して必要とするサービスを受けることができるよう、介護保険サービスの種類・量の充実及び適正化を図ります。

また、高齢者が要介護状態になっても生活機能をできるだけ維持・向上させ、可能なかぎり重度化しないよう適切な介護給付に向けた点検・指導等を行い、質の向上に取り組みます。

1. 地域支えあい活動の支援

（１）地域づくりの支援充実

- 1) 地域活動団体等の育成・支援
- 2) 地域包括支援センターを中心とした小学校区単位の地域課題及び解決策の検討、実施の推進

（２）地域人材の育成・支援

- 1) リーダー及びボランティアの育成・支援

（３）地域におけるネットワークの構築

- 1) 地域との連携体制の確立・地域見守りネットワークづくり

（４）地域ケア会議による地域支援体制の充実

- 1) 地域ケア会議の充実・重層化

2. 権利擁護の推進

（１）虐待防止に関する取り組みの充実

- 1) 高齢者虐待防止ネットワークの強化等、虐待防止対策の充実
- 2) 虐待や困難事例への適切な対応及び緊急一時保護の実施
- 3) 介護施設等職員の人材育成等

（２）成年後見制度等の利用促進

- 1) 成年後見制度の有効活用に向けた取り組みの充実
- 2) 日常生活自立支援事業の利用促進

（３）消費者被害の防止

- 1) 消費者被害の防止

3. 認知症対策の推進

（１）認知症ケアの充実

- 1) 認知症地域支援推進員の設置
- 2) 標準的な認知症ケアパスの周知啓発及び活用
- 3) 認知症初期集中支援チームによる活動支援の推進
- 4) 認知症に関係する専門職種との連携強化
- 5) 認知症による徘徊の早期発見体制整備
- 6) 認知症サポート医師と専門医師との連携強化

（２）本人及び家族への支援

- 1) 患者・家族会等の連携・支援
- 2) 認知症の人や家族の居場所づくりの支援
- 3) 認知症専門相談の実施
- 4) 認知症の人の介護者への支援

（３）認知症に対する普及啓発

- 1) 認知症市民講演会の開催
- 2) 認知症ケア従事者研修会の開催
- 3) 認知症サポーターの養成・育成

（４）認知症予防の推進

- 1) 認知症予防教室の充実

4. 総合相談支援の充実

（１）総合相談体制の充実

- 1) 適切な相談対応及び支援の推進
- 2) 相談協力員との連携

（２）介護者への支援

- 1) 介護に関する相談と情報提供

5. 医療サービスの充実

（１）医療サービスの充実

- 1) 地域医療連携に向けた機能分担の推進
- 2) 医療情報等の共有化の検討
- 3) 那覇市立病院の充実

6. 在宅医療・介護連携の充実及び継続的な支援体制の整備

（１）在宅医療及び介護連携の体制づくり支援

- 1) 在宅医療、介護・福祉サービスの体制づくり

（２）在宅医療・介護連携の質の向上

- 1) 在宅医療・介護連携に関する研修の実施

（３）在宅医療に関する普及啓発

- 1) 在宅医療・介護連携に関する相談体制の充実

7. 交通安全・防犯・防災対策の充実

（１）交通安全、防犯対策

- 1) 交通安全対策
- 2) 防犯対策

（２）防災等の充実

- 1) 災害時における避難・支援体制の充実
- 2) 感染症対策
- 3) 防火・防災対策

1. 高齢者の実態把握

（１）高齢者の実態把握

- 1) 介護予防把握事業の実施
- 2) 地域見守り隊の推進

2. 生きがいづくり（生きがい活動支援の充実）

（１）生涯学習環境の充実

- 1) 学習・余暇活動の充実
- 2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 3) 各種講座等の情報提供の充実
- 4) 高齢者活動団体等への支援・連携
- 5) 公共施設の利用促進

（２）地域社会貢献活動支援の推進

- 1) 地域づくり活動支援の充実
- 2) ボランティア活動支援の充実
- 3) NPO 等活動支援の充実
- 4) 地域事業の取り組みの普及啓発

3. 就労支援の充実

（１）生きがい就労の充実

- 1) 生きがい就労の充実

（２）就労創出への支援

- 1) 就職相談・情報提供等の充実
- 2) 就労につなげる能力の向上支援
- 3) 事業所への情報提供

4. 健康づくり支援の充実

（１）健康診査等の充実

- 1) 特定健診・保健指導等の充実強化
- 2) がん検診の実施
- 3) インフルエンザ予防接種の実施
- 4) 高齢者肺炎球菌予防接種の実施
- 5) 長寿健診の実施
- 6) 一般健康診査（生保）の実施

（２）健康相談・教育の充実

- 1) 健康相談事業等の充実
- 2) 健康情報の提供
- 3) 地域の主体的な健康づくりへの支援

5. 介護予防・生活支援の充実

（１）一般介護予防事業の充実

- 1) 介護予防普及啓発事業の充実
- 2) 地域介護予防活動支援事業の充実
- 3) 地域リハビリテーション活動支援事業の充実

（２）介護予防・生活支援サービス事業の充実

- 1) 訪問型サービスの充実
- 2) 通所型サービスの充実
- 3) その他の生活支援サービスの充実
- 4) 生活支援コーディネーター・協議体の活動等の充実

（３）介護予防ケアマネジメントの実施

- 1) ケースに応じた介護予防ケアマネジメントの実施

（４）総合事業の情報の公表

- 1) 生活支援サービスの情報公表

6. 在宅生活支援の充実

（１）在宅サービスの充実

- 1) 軽度生活援助事業
- 2) 食の自立支援事業
- 3) アシスト収集事業
- 4) 老人福祉電話設置事業
- 5) 緊急通報システムの設置
- 6) ふれあいコール事業
- 7) 高齢者祝状の贈呈

（２）家族介護支援の推進

- 1) 介護用品支給事業
- 2) 家族介護慰労事業
- 3) 家族介護者に対する情報提供の充実

（３）移動支援の充実

- 1) 福祉バス運行の充実
- 2) 公共交通機関の利用促進・利便性の向上
- 3) 高齢者公共交通割引制度
- 4) 通院支援サービス等の充実

7. 住まいの充実

（１）高齢者の住まいの安定的な確保

- 1) 公営住宅における高齢者世帯を含む全世帯に対応したバリアフリー住戸の整備促進
- 2) 民営借家の活用による住宅の確保
- 3) 有料老人ホーム等の把握及び情報提供

（２）高齢者に配慮した住環境の充実

- 1) 福祉のまちづくり条例の適正運用及び普及啓発
- 2) 安全安心で快適な道路整備

（３）施設への措置入所

- 1) 老人福祉施設等への措置

1. 介護保険サービスの充実

（１）居宅サービスの充実促進

- 1) 事業所との連携
- 2) 適正な住宅改修の促進
- 3) 共生型サービスの導入促進

（２）施設サービスの適正利用及び充実促進

- 1) 適正な利用の促進
- 2) 介護医療院の整備等
- 3) 特定施設入居者生活介護

（３）地域密着型サービスの充実促進

- 1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 2) 夜間対応型訪問介護
- 3) 認知症対応型通所介護
- 4) 小規模多機能型居宅介護
- 5) 認知症対応型共同生活介護
- 6) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8) 看護小規模多機能型居宅介護
- 9) 地域密着型通所介護

2. 適正な運営による介護保険事業の推進

（１）サービスの質の向上への適切な対応促進

- 1) サービスの質の向上への適切な対応促進

（２）介護保険事業の周知徹底

- 1) 説明会の開催

（３）要介護認定の適正化・介護保険サービス事業所の指導監査

- 1) 要介護認定の適正化
- 2) 事業所への指導・監査
- 3) 適正利用の促進

（４）要介護状態の軽減・重度化防止に向けた取組

- 1) 多職種協働によるケアプラン点検の実施
- 2) 要介護状態の軽減・重度化防止に向けたケアマネジメントの構築

※4つの重点施策との関連について：

重点施策に該当する施策については、以下のような文字色により、何れの重点施策に該当するのかを表記しています。

①地域包括ケアシステムの深化・推進

②適正な運営による介護保険事業の推進

③介護予防・重度化防止の推進

④認知症高齢者やその家族を支える取り組みの推進

①と③の重複した重点施策、②と③の重複した重点施策

6. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、医療や介護、生活支援サービスを適切に提供するために、地理的条件等を勘案して、市の区域を区分したものです。本市では、概ね徒歩 30 分以内に移動できる2つの小学校区を基準とした地域を、日常生活圏域とします。日常生活圏域毎に、地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターを設置して、地域単位でのきめ細かなケア体制を構築していくものとします。

■各日常生活圏域の概要

平成28年9月末現在

	日常生活圏域 (圏域名)	小学校区	地域	人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率
1	石嶺	城東小 石嶺小	首里石嶺 2 丁目 首里石嶺 3 丁目 首里石嶺 4 丁目	18,982	4,353	22.9%
2	大名	城北小 大名小	首里石嶺 1 丁目 首里赤平町 首里儀保町 首里久場川町 首里平良町 首里大名町	14,999	3,811	25.4%
3	城西	城西小 城南小	首里池端町 首里大中町 首里金城町 首里寒川町 首里鳥堀町 首里当蔵町 首里桃原町 首里真和志町 首里山川町 首里赤田町 首里崎山町 首里汀良町	19,223	5,078	26.4%
4	繁多川	識名小	繁多川 識名 2 丁目 識名 3 丁目	13,618	3,432	25.2%
5	松川	大道小 松川小	字大道 三原 1 丁目 三原 2 丁目 字松川 松川 1 丁目 松川 2 丁目 松川 3 丁目	16,381	4,154	25.4%
6	松島	真嘉比小 松島小	真嘉比 首里末吉町 古島 松島	15,359	2,656	17.3%
7	識名	真和志小 上間小	字寄宮 寄宮 3 丁目 識名 1 丁目 識名 4 丁目 三原 3 丁目 長田 上間 1 丁目	15,375	3,394	22.1%
8	安里	壺屋小 神原小	安里 壺屋 牧志 3 丁目 樋川 2 丁目 寄宮 1 丁目 寄宮 2 丁目	17,648	4,723	26.8%
9	古波蔵	与儀小 古蔵小	与儀 古波蔵 樋川 1 丁目	18,829	4,303	22.9%
10	国場	仲井真小 真地小	国場 字仲井真 字真地 字上間 字識名	25,207	4,228	16.8%

	日常生活圏域 (圏域名)	小学校区	地域	人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率
11	新都心	銘苅小 天久小	銘苅 天久 1 丁目 天久 2 丁目 おもろまち 3 丁目 おもろまち 4 丁目	14,517	1,576	10.9%
12	安謝	安謝小 曙小	安謝 曙 字天久 港町	16,545	3,390	20.5%
13	泊	泊小 那覇小	上之屋 泊 久茂地 前島 1 丁目 前島 2 丁目 牧志 1 丁目 牧志 2 丁目 おもろまち 1 丁目 おもろまち 2 丁目	19,746	3,885	19.7%
14	若狭	若狭小 天妃小	松山 若狭 久米 辻 通堂町 西 東町 前島 3 丁目	18,748	4,363	23.3%
15	城岳	城岳小 開南小	楚辺 壺川 旭町 泉崎 松尾	16,276	4,135	25.4%
16	かなぐすく	垣花小 金城小 さつき小	奥武山町 山下町 垣花町 字鏡水 鏡原町 住吉町 当間 赤嶺 安次嶺 大嶺 金城 田原 1 丁目 高良 3 丁目 宇栄原 1 丁目 宇栄原 2 丁目 宇栄原 3 丁目	23,031	3,404	14.8%
17	小禄	小禄小 小禄南小	字田原 田原 2 丁目 田原 3 丁目 田原 4 丁目 字小禄 小禄 1 丁目 小禄 4 丁目 小禄 5 丁目	21,551	3,757	17.4%
18	高良	宇栄原小 高良小	小禄 2 丁目 小禄 3 丁目 字宇栄原 宇栄原 4 丁目 宇栄原 5 丁目 宇栄原 6 丁目 字高良 高良 1 丁目 高良 2 丁目 具志 宮城	17,958	3,054	17.0%

